

第二百一十一回国会 参议院 決算委員会 會議録 第二一号

令和五年四月三日(月曜日)

午前九時開会

委員の異動

一月二十六日

芳賀 道也君

補欠選任 田村 まみ君

一月二十七日

田村 まみ君

補欠選任 芳賀 道也君

一月三十日

吉良よし子君

補欠選任 吉良よし子君

二月三日

生稲 晃子君

補欠選任 三浦 靖君

二月六日

羽田 次郎君

補欠選任 小沢 雅仁君

二月十七日

小沢 雅仁君

補欠選任 羽田 次郎君

二月二十日

越智 俊之君

補欠選任 青山 繁晴君

二月二十七日

青山 繁晴君

補欠選任 越智 俊之君

二月二十八日

滝波 宏文君

補欠選任 加藤 明良君

生稲 晃子君

補欠選任 中田 宏君

加藤 明良君

補欠選任 滝波 宏文君

三月一日

中田 宏君

補欠選任 生稲 晃子君

三月二日

柴田 巧君

補欠選任 音喜多 駿君

三月三日

滝波 宏文君

補欠選任 堀井 巖君

三月六日

音喜多 駿君

補欠選任 柴田 巧君

三月七日

堀井 巖君

補欠選任 滝波 宏文君

三月八日

石井 苗子君

補欠選任 加田 裕之君

三月九日

音喜多 駿君

補欠選任 石井 苗子君

三月十日

朝日健太郎君

補欠選任 佐藤 啓君

三月十三日

柳ヶ瀬裕文君

補欠選任 猪口 邦子君

三月十四日

音喜多 駿君

補欠選任 田村 智子君

三月十七日

生稲 晃子君

補欠選任 堀井 巖君

三月二十日

比嘉奈津美君

補欠選任 松川 るい君

三月二十二日

堀井 巖君

補欠選任 生稲 晃子君

三月二十四日

有村 治子君

補欠選任 岩本 剛人君

宮崎 雅夫君

石垣のりこ君

補欠選任 猪口 邦子君

三月二十七日

島村 大君

補欠選任 有村 治子君

三月三十一日

加田 裕之君

補欠選任 柳ヶ瀬裕文君

四月三日

高橋 光男君

補欠選任 竹詰 仁君

岩本 剛人君

補欠選任 岩本 剛人君

出席者は左のとおり。

委員長 佐藤 信秋君

理事 滝波 宏文君

三宅 伸吾君

和田 政宗君

野田 国義君

石川 博崇君

柴田 巧君

委員 生稲 晃子君

今井絵理子君

岩本 剛人君

越智 俊之君

神谷 政幸君

佐藤 啓君

進藤金日子君

比嘉奈津美君

星 北斗君

宮崎 雅夫君

森屋 宏君

がある」と承知しております。

○和田政宗君 今挙げた文書ですけれども、戦後三十年が経過して作られている文書でありまして、私、関連文書全部読みましたけれども、意図的に日本軍が殺害したとの明確な記述はない状況でありました。これ、外務省ともやり取りしていますけれども、より事実在即した記述に変えるべきだというふうに思いますので、引き続き検討して実施をお願いしたいというふうに思います。

最後に、デジタル化についてお聞きをします。

申請手続の円滑化の観点です。

デジタル化されても、形式的な不備がございまずと何度でもやり直さなくてはなりませんし、逆に、手続の迅速化を図るためには、形式的な不備がなければまず受付を行って、事後の確認を重視する方向に変わっていくのではないかと考えられます。

こうした手続において工業の活用重要だと思います。行政においては特に行政書士がその専門分野であるわけでありませけれども、行政書士の活用法がどうなるでしょうか。

○国務大臣(河野太郎君) オンライン化している手続の中で、在留資格に関連するものなど、行政書士の方々から代理申請をしていただいているものもございませ。

ただ、これからオンラインを進めていくに当たります、やはり様式、添付書類、そうしたものの見直し、あるいは記入したときに不備があればその時点で自動的にお知らせをする、そういうことをやりながら、多くの国民の皆様が直接スマホなどでオンラインで申請ができる、そういう便利なシステムを目指してまいりたいというふうに思っています。

○和田政宗君 工業の活用も含めて、そういったことを組み合わせながら進めていきたいというふうに思います。

電波オークションについて総務大臣にお聞きをする予定でございました。私、これ働きかけてきておりまして、放送局が使用頻度の低い周波数も

抱え込んでしまつて全くほかの事業者に使わせないという状況についてこれ働きかけを行つてきまして、マラソン中継ですとか朝や夜のニュースなどの中継などでは使われない使用頻度の低い部分については通信事業者に使わせるといふことで今総務大臣、総務省の方で進めているということでありませので、これしつかりと進めていただきたいというふうに思いますので、これは要望としてお伝えをしたいと思います。

私の質問、以上で終わります。

○委員長(佐藤信秋君) 関連質問を許します。三宅伸吾君。

○三宅伸吾君 関連質問をさせていただきます。自民党の三宅伸吾です。どうぞよろしくお願いたします。

まず、岸田総理に、財政の現状に対する御認識をお聞きしたいと思います。

三年前に新型コロナウイルス感染症が始まりまして、混乱から日常を守るために政府は財政支出をいたしました。私も、予備費をたくさん積んで機動的な支援ができるような動きをしたこともございませました。そして、昨年はロシアによる蛮行、ウクライナ侵略が起きまして、エネルギー価格等が高騰し、御家庭への支援は当然欠かせないわけでありませ。

さはさりながら、財政は悪化する一方でございませ。こうした現状に対しまして、岸田総理は、危機からの脱出、生活防衛のために今の状況は致し方ないと、厳しい財政悪化の状況は致し方ないと考えていらつしやるのか、それとも、財政悪化は致し方ないけれども、現状の悪化状況に対して危機感を深めていらつしやるのか、どちらに近い御認識でございませようか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) まず、私の経済財政運営の基本は経済あつての財政であり、経済を立て直し、そして財政健全化に取り組んでいく、こうしたものであります。こうした基本に立つて、新型コロナあるいは物価高騰など、足下の経済状況に機動的に対応してまいりました。

御質問は、この財政悪化の現状について致し方ないと考えているか、危機感を深めているか、こういった御質問ですが、財政状況については、新型コロナや物価高騰に直面する中で、これまでの対策、これは必要なものであつたと考えております。しかしながら、累次の補正予算の編成等により、より一層厳しさを増している、このように認識をしております。

引き続き、足下の経済状況に機動的に対応する、このことは大事だと思ひますが、それとともに、この財政や社会保障制度の持続可能性への信頼、これが失われることがないように、歳出歳入両面の改革を続け、責任ある経済財政運営を努めていく、こうした姿勢は重要であると考えています。

○三宅伸吾君 御答弁ありがとうございます。次に、岸田総理に、様々な重要な政策課題がございませけれども、その様々な課題についての優先度というか、タイムテーブルをお聞きしたいと存じます。

岸田政権は、防衛力の抜本強化に道筋を付けました。そしてまた、長年我が国の課題でございませました貯蓄から投資へという、そういう課題につきましても、NISAを抜本的に拡充することを既に決めたわけがございませ。私は、長期、積立で、分散投資、これを国民に促すことによつていわれる資産寿命を延ばすという意味におきまして、この二つの岸田政権の取組については高く評価をしております。

ただ、しかしながら、我が国は数多くの課題を抱えております。言うまでもなく、新しい資本主義の実現、デジタル田園都市国家構想、そしてまた食料安全保障の強化、また防災・減災、国土強靱化、そして、先ほども話題になりましたけれども少子化対策など、様々な課題が山積みでございませ。

こうした多くの政策課題に対してどのような時間軸を持って取組をされようとしているのか、是非ともお聞きしたいと思ひます。具体的には、ど

の分野について自らの手で完遂をされるのか、それとも、この分野については道筋は絶対に付けたいんだというふうなお気持ちをお聞きをしたいと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 今、我が国は、経済についても、そして国際秩序においても歴史的分岐点を迎えていると認識をしております。委員が挙げられた課題、これはいずれも重要であり、それぞれ時間軸で取り組んでいくということになるわけですが、いずれにせよ、この時代の大きな転換期にあつて、未来の世代に対しこれ以上先送りできない課題に正面から愚直に挑戦し、一つ一つ答えを出していく、こうした姿勢が求められていると感じております。

例えば、この新しい資本主義の最重要課題であります構造的賃上げですが、この構造的賃上げに向けては、まず、この春闘で物価上昇を超える賃上げに取り組んでいただくべく賃上げの環境整備を進めるとともに、労働市場改革の指針を六月までに取りまとめ、人への投資の支援を五年で一兆円のパッケージ、実行していく、こうした取組を進めてまいります。

そして、これによつて、リスキニングによる能力向上支援、日本型の職務給の確立、成長分野への円滑な労働移動を進めるといふこの三位一体の労働市場改革、働く人の立場に立つて加速していきたいと考えています。

また、少子化対策については、先週、小倉大臣の下で、子ども・子育て政策の強化に関するたたき台、取りまとめたところですが、今後、私の下に新しい会議を設置し、具体的な内容、予算、財源について検討を深め、六月の骨太方針までに将来的な子ども・子育て予算倍増に向けた大枠、これを提示してまいります。

そして、防衛力については、昨年末策定した三文書の下、今後五年間で緊急的に強化していくべく、本年度予算においても必要な予算、確保いたしました。財源確保については、必要となる税制措置の内容を含め、政府・与党で確認し、昨年末

に閣議決定しており、これに基づき着実に取り組んでいきたいと考えております。

そして、これ以外、委員が御指摘になられたデジタル田園都市国家構想あるいは食料安全保障、防災・減災、国土強靱化、こうした課題についても並行して取り組まなければならないと考えております。

こうした先送りできない課題について議論を行い、検討し、機を逃さず、責任を持って実行していきたいと考えています。

○三宅伸吾君 総理、ありがとうございます。

さて、コロナがほぼ完全収束に向かつて動いております。観光がこれからリセットというか再起動をされるわけでございます。

観光庁は、先月の二十八日、外国人観光客の受入れ拡大に向け、全国から十一のモデル観光地域を選びました。外国人旅行者の一人当たりの消費額、客単価を高め経済効果を上げたりするわけでございますけれども、国といたしましては、この十一のモデル地域、具体的にどのような重点施策を行うかとされているのか、そしてまたどのような効果を目指しているのか、お聞かせください。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 三月三十一日に閣議決定させていただきました新たな観光立国推進基本計画におきまして、訪日外国人旅行消費額五兆円の早期達成や訪日外国人一人当たり旅行消費額を二〇二五年に二十万円とするなどの目標を掲げました。

このため、観光消費の旺盛ないわゆる外国人富裕層の誘客の強化は重要でございまして、とりわけ地方部への誘客を進めることで地域活性化にも資するものと認識しております。

一方で、これまで我が国を訪れた高付加価値旅行者、いわゆる外国人富裕層ですけれども、全体の〇・一にすぎず、そのうち、より長期滞在の傾向にある欧米豪の地域はまだまだ少ないのが現状でございまして。

このため、今回、地方を中心に選定したモデル

観光地におきまして、ウリ、ヒト、ヤドと三つを掲げております。ウリというのは、その外国人富裕層に訴えるようなコンテンツの整備やそれからストーリー化、これがウリです。それから、ガイドなどの育成、これがヒト。そして、特別な滞在感が得られるような宿泊施設の整備、ヤドと。これらの課題について、地域の皆様と観光庁、さらに関係省庁とも連携し、集中的にこれらの問題を解決していきたいと、このように思っております。

○三宅伸吾君 十一のエリアの中には瀬戸内も選んでいただきましたが、本当にありがとうございます。(資料提示)

さて、日本に來られる超富裕層は実は余り多くないんですね。その理由は、やっぱりアクセスが悪いというのが一番よく聞かれます。ビジネスジェットの問題、それからチャーターしたプライベートジェット、これ観光用でございまして、それから、それから運航業、運航とかですね、それから乗客、乗務員に対するサービスを含括的に行う、そういう仕組みが日本は欠けておりますし、また、いわゆる超大型のクルーザーですね、まあスーパーヨットと呼ばれることがありますが、まあ、例えば東京湾には係留するところが一か所もないという、世界の先進国の首都で海に面しているところではあり得ないような現状でございまして。

国交省は、どのようにして世界の富裕層、日本に來ってもらうために取組をされようとしていますか。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) まず、ビジネスジェットでございまして、運航に係る諸手続の改善や二つの高空港を中心にビジネスジェット旅行の専用動線整備を推進してきたところでございます。現在、更なる利便性向上に向けて、ビジネスジェットの運航を総合的に支援するサービスについて、どのようなビジネスモデルであれば我が国で成立するのか等の観点から、海外空港における事例調

査を実施しております。

今後も、引き続きこのような検討を進めるとも、観光目的でのビジネスジェットの運航の許可に関する申請期限についても、これを短縮に向けて取り組むなど、受入れ環境整備の取組を進めてまいりたいと思っております。

次に、スーパーヨットなどのプレジャーボートですけれども、大型のプレジャーボートの受入れに關しては、これまでも既存のマリーナや公共岸壁を御利用いただいておりますが、長期滞在するための係留場所が限られているなどの課題があると認識しております。今後、寄港二泊等を踏まえ、必要に応じ港湾管理者とも情報を共有し、対応策を検討してまいりたいと思っております。

○三宅伸吾君 ちよつとその関係で、ちよつと地元の話をしたいと思っております。

私、高松出身でございまして、しかしながら年に数回、徳島の阿波おどり空港に降りざるを得ません。理由は、少し視界が悪くなりますと高松空港は降りられなくなります。この着陸のための計器のシステムがちよつと余り近代化をしていないのが理由でございまして。これから高松空港は、ソウル便とか上海便も持つておりますけれども、視界不良で降りられないような可能性がありまして、やっぱりパツケージツアーも組みづらいたという話を聞いております。

是非とも、四国の玄関口、そしてまた、南海トラフ地震のときには、高松空港、唯一海に面していない空港でございまして、着陸システム、この近代化を是非、県も求めておりますけれども、私からも国交省に強く求めたいと思っております。検討状況はいかがででしょうか。

○国務大臣(斉藤鉄夫君) 今年七月、高松ではG7の都市大臣会合を開かせていただきました。よろしくお願ひいたします。

高松空港におけるカテゴリー3の計器着陸装置の整備につきましては、急峻な谷があるという地形的な特性があることから、施設整備に必要な用地確保を含めて費用対効果を見極める必要がござ

います。

国土交通省としては、地元香川県の御要望や御提案を踏まえながら、費用対効果を勘案しつつ、引き続き検討を進めさせていただきたいと思っております。

○三宅伸吾君 是非検討を加速していただきたいと思っております。

我が国を観光立国にするためには、日本の文化、そして歴史などを生かした国際的なイベントをどんどん国内で開催すべきだと思います。世界中の富裕層を含めた方々の集いの場を東西文化の十字路でありますこの我が国で提供できれば、その場を通じてビジネス、そして観光、そしてまた、私は外交の舞台にもなると思っております。

そういった観点で文科大臣にお聞きをいたしますけれども、東京の港区に国立新美術館ございすけれども、ここでアートフェアを開催することは可能でしょうか。

○国務大臣(永岡桂子君) 三宅議員御指摘の国立新美術館でございまして、所蔵品を持ちます厳密な意味での美術館ではなくて、展示場であるため、様々な用途に活用が可能です。そのため、国際アートフェア等の国際的なイベントの開催が可能です。

既に昨年には、日本の文化や歴史を生かした国際的なアートイベントといたしまして、国立新美術館も主要会場の一つとなったアートウィーク東京が初めて開催されまして、海外からの富裕層の方々が参加をするともに、非常に海外から高い評価を受けているところでございます。

今後とも、国立新美術館が世界の富裕層も引き付けることができるアートのグローバル発信拠点となるように積極的に取り組んでまいります。

○三宅伸吾君 私も視察をしましたけれども、東京の迎賓館赤坂離宮、これ、すばらしい施設でございまして。実は民間でも迎賓館を三日間貸し切ることができると聞いておりますけれども、ほんどの方が知りません、そういった事実をですね。政府にお聞きしますけれども、どのような活用

事例、そしてまた、コロナが収まりかけておりますので、使いたいという問合せ、来ておりますでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。

迎賓館では、我が国の歴史及び文化並びに迎賓館の魅力を内外に発信し、これらに対する理解の促進を図ることを目的に、平成二十八年度から、接遇に支障がない範囲で、原則として有償により特別開館として民間団体等の利用に供しているところであり、これまで迎賓館赤坂離宮では、展示会や授賞式、晩さん会など、国の機関による利用も含めて十件の利用実績があります。迎賓館の利用につきましては、ホームページを通じて制度の周知を行い、各種相談に応じているところであります。

引き続き、ホームページの充実や利用希望者への施設視察等を通じて制度の広報に努め、迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の民間団体等の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○三宅伸吾君 是非、あのすばらしい施設を公務に支障のない範囲で使えるということでごさいますので、PRに努めていただきたいと存じます。

観光立国といえ、我が国は国立公園たくさんございます。第一号は瀬戸内海国立公園でございます、たしか雲仙と一緒に思いますけれども。

西村環境大臣にお聞きいたしますけれども、国立公園、環境の保護とそれから観光の利用と、私、両立できると思えますけれども、環境省としてどのような取組をされていますか。

○国務大臣(西村明宏君) 環境省におきましては、国立公園のブランド力を高めて自然を満喫できる上質なツーリズム、これの実現を目指して、二〇一六年から国立公園満喫プロジェクト、これを推進しているところでございます。自然体験活動の充実化を始めとして、廃屋撤去による景観の改善及び跡地活用による利用拠点の上質化、多様な宿泊サービスの提供促進等、こうしたものに取

り組んでいるところでございます。こうした取組を通じて地域の経済活性化や環境保全への再投資を促すことで、国立公園の保護と利用、今委員御指摘になりました保護と利用、この好循環を実現してまいりたいというふうに考えています。

さらに、本年の一月より、国立公園の利用の高付加価値を進めるために、民間提案を取り入れた国立公園利用拠点の面的な魅力を向上する取組を開始しております。宿泊と自然体験のアクティビティーが一体となった質の高い利用を官民連携で進めてまいります。

インバウンドが本格的に再開する中、三月三十一日に新たな観光立国推進基本計画が策定されたことも踏まえまして、環境省といたしましては、国立公園の美しい自然の中での感動体験、これを柱とした滞在型、高付加価値型の観光というものを推進してまいりたいというふうに考えております。

○三宅伸吾君 歴史を振り返りますと、国立公園は、実は、外国人観光客をたくさん来てもらって、そして外貨を稼ぐためにつくろうということがこの国立公園制度の端緒だったというふうな理解をしております。是非とも、西村大臣にはPRに努めていただいて、環境と観光の両立を更に推進していただきたいと存じます。

林外務大臣にお聞きしたいんですけども、昨年の政府の骨太方針には観光外交という言葉が初めて明記されました。海外のインフルエンサーが日本にたくさん来れば、私は、日本の存在感、どんどん高まるんだと思えますけれども、外務省として観光外交にこれからのように取り組まれますか。

○国務大臣(林芳正君) 三宅議員御指摘のとおり、富裕層を対象とするものを含めた観光拡大、これによって親日派を増やすということは、日本の外交への支持、協力を獲得していくためにも重要だと考えております。外務省といたしまして、こうしたこのインバウンド観光を促進すべし、在外公館等も活用しながら、我が国の多様な

魅力を発信しております。

また、これに加えまして、私自身、地方を世界へと、これは岸田総理が外務大臣時代に始められた事業だと聞いておりますが、このプロジェクトとして、駐日外交団とともに日本の地方を大使と一緒に訪れて、地方自治体とも連携しつつ、地方の魅力の世界に発信しております。

この駐日大使の皆さん、SNSなんかも活発に活用しておられるようで、フォローも多いようございますので、こうした事業も通じて、外務省としても、関係省庁等とも連携の上でインバウンド観光を促進してまいりたいと思っております。

○三宅伸吾君 林外務大臣は、ピアノとか、すばらしいミュージシャンでございますまして、先般はイギリスで音楽外交を展開していただきまして、本当にありがとうございます。これからは観光外交もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、総理にお聞きしたいと思います。議長国として五月には広島でG7サミットが開催されます。そしてまた、全国各地、たしか十五だったと思えますけれども、関係閣僚会議も開くということでございます。日本を世界にPRする絶好の年でございます。ただ、観光大国であるフランスもイタリアも大きなイベントを控えております。フランスは二〇二四年夏のオリンピック・パラリンピック大会の開催、そして、イタリアではミラノなどで二六年冬にオリンピックとパラリンピック大会を控えております。

これから世界の観光客の誘致、誘客をめくった大競争が広げられるわけでございますけれども、二〇二五年には大阪・関西万博が開かれますので、これも視野に入れます。国内での様々なインフラ整備、そして世界規模でのPRをしつかり我が国が進めることが大事だと思いますけれども、総理はどのようにお考えでしょうか。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 委員御指摘のG7サミット、そして関係閣僚会合、さらには二〇二

五年の大阪・関西万博、こうした機会は日本の魅力の世界に発信していく上で極めて重要な機会であると認識をいたします。

現在、インバウンドの本格的な回復に向けて、観光再始動事業として、全国各地で特別な体験をそれぞれ工夫し、提供し、全世界に発信するなどの取組、これを行っているところでありますが、大阪・関西万博のある二〇二五年に向けて、観光のV字回復を図るべく、外国人旅行者の国内需要五兆円という目標の早期達成に続き、外国人旅行者一人当たりの旅行消費額をコロナ前から二五%増の二十万円とするなどの目標を盛り込んだ新たな観光立国推進基本計画、先週三月三十一日、決定したところであります。

今後、地方路線の就航等を後押しする航空会社との共同広告、あるいはG7サミットや万博の開催地域に加えて広域に周遊するための旅行会社の招聘ツアー、こうしたものを実施するなど、戦略的なこの訪日プロモーション、更に強化していきたいと考えています。

○三宅伸吾君 総理、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、ちよつと環境問題についてお聞きをしたいと思います。

二酸化炭素の排出の削減はもう地球規模課題でありますけれども、一つ私が気になっておりますケースがございます。これは、企業等の炭素排出削減貢献量という考え方でございます。

どういふことかと申しますと、例えば、今、一般廃棄物を焼却すると二酸化炭素が出ます。その焼却をやめて、一定の処理をすることによって例えば製紙工場のエネルギーに活用するという今実験が進んでおります。これも実現をしますと、パルプ工場のCO2は削減は余りされませんが、エネルギー源として使う一般廃棄物を焼却しなくなり、その川上というか、その地域においてはCO2排出が削減されます。

それから、もう一つ似たような事例がございます。これは川下でございますけれども、すばら

しい省エネ効果のある例えばエアコンを開発しました。でも、省エネ効果が高いものだから、ばか売れをしてもベストセラーになれば、そのメーカーさんの工場から出るCO₂は少し増えるかもしれない。しかしながら、お客様の消費者が省エネの機器を大量に買いますと、いわゆる川下ではCO₂が削減されます。

企業単独ではCO₂は余り変わらないけれども、川上とか近隣地域、そして川下ではCO₂を削減することに貢献をしていると、こういう企業の活動をどのように評価するかというのが私大事になってくると思っております。

そういった意味で、この炭素排出削減貢献量、この考えにつきまして、西村環境大臣、西村経済産業大臣、そして鈴木金融担当大臣に、どのような認識をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(西村明宏君) 二〇五〇年の脱炭素化、これを実現するためには、企業の事業活動はもろろのこと、製品の輸送や消費、そしてまた廃棄など、あらゆる段階で温室効果ガスの排出量、これを削減していく必要があります。積極的に取り組む企業の情報を見える化して、そして事業者の脱炭素に向けた工夫が適正に評価される仕組み、これが重要だというふうに考えております。

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度におきましては、企業の事業活動による温室効果ガスの排出量の情報に加えて排出削減に関する様々な取組を任意で御報告いただき、その情報を公表しているところであります。今、三宅委員御指摘の削減貢献量、これにつきましては当該制度において任意で報告できる内容に加えたところでございまして、四月以降の報告、公表に適用されるものであります。

環境省といたしましては、削減貢献量を含めて、企業による温室効果ガスの排出削減に関する積極的な取組の情報開示、これを引き続き促してまいりまして、企業の脱炭素化、これを促してまいりたいというふうに考えております。

○国務大臣(西村康稔君) 脱炭素社会の実現に向けては、素材、部品、製品、そしてその製造に使われるエネルギーも含めてサプライチェーン全体の脱炭素化に貢献する、その事業活動が適切に評価される環境を整備するということが大事でありますし、その評価が結果として企業の資金の獲得につながっていくというふうに認識をしております。

このため、経産省では、脱炭素に果敢に取り組む約六百社以上の企業群から構成されるGXリーグにおきまして、排出量取引の実施に加えて、御指摘の課題にどう対応するかも含めて議論を行うためのルール形成の場を設けております。

具体的には、御指摘の削減貢献を含む企業が有するビジネス機会を適切に評価する枠組みについて、金融機関、事業会社で集中的に検討を進めているところであり、先月末には、リスクではなく機会としての重要性を示し、積極的な開示や企業評価への反映を促進することを目的とした指針を発表したところであり、また、この指針を踏まえて、製造過程から消費段階までを含んだライフサイクル全体でのCO₂排出量についても議論を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、この三月には、気候変動に関する国際的な民間経済団体である持続可能な開発のための経済人会議が、この削減貢献を定量化し見える化する中で世に示していくための企業向けガイドラインも策定したところであります。こうした評価ルールは省エネ製品等に強みを持つ日本企業にも裨益をするものであります。

経産省としても、昨年、同団体と連携を取り、これを国際的なルールとして定着させるべくCOP27などにおいて有効性を発信してきたところであります。G7においても是非議論をしていきたいと思っております。

いずれにしても、こうした取組を通じて、GX実現に貢献する企業の取組が資本市場を含めた社会全体から適切に評価される、その環境整備を

国内外問わず進めていきたいというふうに考えております。

○国務大臣(鈴木俊一君) 三宅先生御指摘のとおり、CO₂排出量の削減貢献を含めまして、企業の脱炭素に関する情報開示や投資家との対話が進んでいくこと、これ重要なことであると思っております。

金融庁といたしましては、排出量の削減貢献を含む企業の脱炭素に向けた取組などが投資家によって適切に評価されますように、企業のサステナビリティ情報に関する外部評価機関について昨年十二月に行動規範を策定をいたしまして、評価の透明性向上やサービスの信頼性確保に努めております。

また、昨年九月に、企業と金融機関との対話の活発化に向けた検討会を金融庁に設置したところであり、この検討会では、排出量の削減貢献の重要性についても議論が行われているところであり、今後、金融機関向けのガイドランスの策定に向けて取り組んでいきたいと考えております。

金融庁として、こうした取組をしっかりと進めることによりまして、企業の脱炭素に向けた取組を金融面から後押しをしていきたいと考えております。

○三宅伸吾君 この炭素排出削減貢献量、これについてはまだ国際的なルールが固まっておりませんが、

しかしながら、私は、我が国企業は真面目でございまして、しっかりと真摯に、川上、そして地域、そして川下のことまで考えて、トータルの削減に向けて取り組んでいる企業がたくさんございます。

是非とも我が国から、この炭素排出削減貢献量に関する、どのように測定をするのかそれについて固めて我が国発のスタンダードにして、日本の取組を世界ルールにして、そうした取組に先行した我が国の環境配慮企業が胸を張って世界で稼げるようにしていきたいと存じますので、環

境省、そして経産省、そして開示を担当されている金融庁におかれましては、是非とも我が国のこの取組を世界のリーディングケースにしていきたいと存じます。

最後に、脱炭素社会のキーコンポーネントとして、私は、バッテリーですね、蓄電池にとっても関心を持っております。

バッテリーないですね、電気自動車のコストの三分の一を占める、失礼、電気自動車のコストの三分の一は実はバッテリーでございまして、このバッテリーが安定的に供給されないと、EV造れなくなりますが、スマホも止まってしまいます。

その一方で、今、経済安全保障、そして環境配慮、そしてまた産業政策、この三つの旗、で、欧州などは人権の旗も入れまして、人権、環境、経済安全保障、そして産業政策、この四つの旗が入り乱れて、バッテリーのサプライチェーンの確立と、そして特定国に過度にバッテリーの供給を依存しないような取組を進めております。

我が国も、我が国もですね、取り組んでおりますけれども、私の認識は、やはりアメリカ、ヨーロッパに比べますと少し戦略は弱いんじゃないかと思っております。自由貿易の旗印を下ろせとは申しませんが、現実の今の世界のこのバッテリーをめぐる状況は、自国内に、域内に産業を引っ張ってこようという戦略はもうはっきり見事に見えております。

このバッテリーをめぐる産業政策、経済安全保障、そして環境政策の大競争時代の中で、我が国のバッテリー産業を強くし、そしてサプライチェーンを確保し、国民生活を守るために、経済産業省、どのような認識とどのような取組を考えていらっしゃるのか。是非、西村大臣の御所見、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(西村康稔君) 御指摘のように、蓄電池は、EV、電動車を進める上でも、また再生エネを導入する上でも、まさに二〇五〇年カーボンニュートラルの達成に向けて不可欠な物資であり

ます。世界的なまさにこの戦略的重要性の高まりを受けて、国際競争は激化をしております。主要国で、御指摘のように、大胆な財政措置、規制措置などによって域内でのサプライチェーン構築を図る動きは加速をしているところであります。

このような状況に対し、我が国としても、製造基盤の確立、サプライチェーン確立に向けて、設備投資支援など、他国と比肩するような、見劣りしないまさに取組を進めていくことが重要であります。この認識の下で、昨年八月に蓄電池産業戦略を策定しております。例えば、二〇三〇年頃には日本が特許も含めてリードをしております全固体電池を本格実用化することなどの目標を示しているところであります。

さらに、御指摘のように、昨年十二月に経済安全保障推進法に基づいて特定重要物資として蓄電池を指定をして、蓄電池部素材の設備投資等への支援を行うために、四年度の二次補正予算において三千三百十六億円を措置したところであります。

引き続き、この蓄電池産業の競争力の強化に向けて、国内製造基盤の拡大に向けた設備投資、製造技術の確立、強化、人材の育成、それから全固体電池を中心とした次世代電池材料などの開発、技術開発、さらには、この蓄電池の製造に不可欠な重要鉱物の安定供給の観点も含めて、有志国とのグローバルなサプライチェーンの強靱化に向けた国際連携や上流資源、上流の確保、こういっただけを、総合的に更に加速して取組を進めていきたいと思います。

○三宅伸吾君 終わります。

○委員長(佐藤信秋君) 関連質疑を許します。山田太郎君。

○山田太郎君 山田太郎です。よろしくお願います。

まず、来年の、国連総会での決議で新サイバー犯罪条約の交渉が行われています。その中で、日本の漫画とかアニメーションが規制で狙い撃ちとした案も出て懸念されていますが、外務大臣、新

サイバー犯罪条約がどうなるかによって、表現の自由が失われ、日本の漫画、アニメ、ゲームが文化的にも産業的にも大きく後退せざるを得ない、衰退せざるを得ない、こういう懸念もあるんですが、政府としてはどのような立場で交渉に臨んでいるのか、御見解をいただきたいと思っております。

○内閣総理大臣(林芳正君) このサイバー犯罪に関する新しい条約の作成に向けて、二〇二二年の二月以降、国連において四回の交渉会合が行われてきております。

政府として、今、山田議員からお尋ねのあった条約、これを各国から広く合意を得ることができると、普遍的な内容にすることによって、世界全体でサイバー犯罪を防止して、対処する能力、これを高めて、自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保することを目指すべきという、こうした立場で交渉に臨んでおるところでございます。

また、サイバー犯罪に適切に対応するためには国際的に協調した取組が重要ですが、同時に、今お話のありました表現の自由等の人権、また基本的自由の確保、これも不可欠でありまして、まさに御指摘があったように、漫画、アニメ等の表現活動、これが不当に制限されることがあつてはならないと考えております。

このため、条約交渉の場において、法の支配、人権、こうした基本的価値を共有する諸国と協調しながら、我が国も積極的に議論に貢献し、我が国の立場を適切に主張してきているところでございます。

○山田太郎君 岸田総理にもお伺いしたいと思っております。

この条約に当たって、表現の自由を失ってはならない、日本の漫画、アニメ、ゲームとか産業を守っていく、こういった基本方針を是非お願いたしたいと思います。総理からもお願いたします。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 漫画やアニメ等のこの表現活動の自由を含む表現の自由、これは憲法上保障される重要な権利であり、これが不当に制限されることというようなことはあつてはなら

ない、このように考えています。

このお尋ねの新サイバー犯罪条約、二〇一九年に起草交渉が決定されて、今外務大臣からもありましたが、二〇二二年以降交渉が続いているわけですが、表現の自由を不当に制限するような内容とならないよう、この条約交渉の場において、我が国の立場、これを積極的に主張し、引き続き各国の理解や支持の獲得に努めてまいります。表現の自由、不当に制限されることがないよう条約交渉を進めていきたいと考えています。

○山田太郎君 本当にとんでもない条約の内容であれば、署名しない、批准しないという強い意思で臨んでいただければと思います。

さて、次に、AIが最近話題ですが、その光と影という辺りについても質疑させていただきたいと思っております。

昨年、文章生成系のチャットGPTなんかが、非常に自然な言語で人間的な回答ができて、世界中に大きなインパクトを与えています。ただ、このAI、生活に便利な部分も出てくると思いが、様々な負の部分ですね、影の部分も昨今指摘されています。一つは、例えばフェイクニュースの拡散とか詐欺、サイバー犯罪に悪用される危険性。

例えば、アメリカの非営利団体のフューチャー・オブ・ザ・ライフ・インスティテュートは、高度なAIの出現で人類が文明を制御できなくなるおそれがあるなどとして、半年は少なくとも開発を中断すべきなどではないかと、あるいは政府の介入なんかも訴えています。これに対して、起業家のイーロン・マスク氏やアップル創業者のステイブ・ウォズニアック氏なんかも、そうだということを主張しております。

一方、先月、三月の二十七日には、欧州刑事警察機構、ユーロポールが、大規模言語モデルが法執行に与える影響というのを発表しまして、サイバー犯罪急増のおそれを警告しています。さらに、三月三十一日には、イタリアのデータ保護当局が、データ収集に関する違反があるとして

チャットGPTの使用を一時禁止にすると、こんな発表もしているんですね。

AIの負の部分、影の部分はまさにいるんな問題もあるんですが、一方で、大きな問題は、著作権法上の問題というのも大変大きな問題だというふうに思っています。

そこで、総理にお伺いしたいと思っておりますが、画像生成や音楽生成、それから文章生成等のジェネレーティブ、生成系AIで、このAIの生成物の著作物性とか、一方、AI生成物による著作権侵害の成否とか、様々な著作権上の課題があると思うんですが、このAIの学習段階における著作物の利用の在り方についても問題視する声があると思っておりますが、この辺りの課題を把握されているかどうか、お答えいただければと思います。

○内閣総理大臣(岸田文雄君) 生成AIが急速に進歩し、そして普及する一方で、御指摘のように、どのようなAI生成物が著作物となるのか、あるいは、著作権の侵害の疑いがあるAI生成物が大量に作成される、こうしたおそれがないかといった点や、著作物を学習用データとして利用するに当たり著作権者の利益を不当に害することになるのはどのような場合か、こういった点など、AIとこの著作権制度との関係につき、まだ整理されていない課題があるという指摘については承知しております。

○山田太郎君 一方、海外では集団訴訟なんかも起こっています。画像生成AIの例えはミッドジャーニーですとかステイブルディフュージョンは、その学習用セットのライオン5Bというものがアーティストへの補償や同意がなく著作権が含まれていると、著作物が含まれているとしてアメリカで著作権侵害を理由に集団訴訟があります。

一方、アメリカのマイクロソフト、GitHub、それからオープンAIの三社に対しても、人工知能、AIをトレーニングするためにオープンソースのコードを使用することでオープンソースプログラマーの仕事から利益を得ているんじゃないかということで、著作権侵害を理由に集団訴訟